

第1章 総則

- 第1条 使用規約
- 第2条 施設管理者の権利保護
- 第3条 反社会的勢力の排除

第2章 申請、許可

- 第4条 使用可能施設
- 第5条 使用時間及び利用料金
- 第6条 使用申込の時期
- 第7条 施設使用登録
- 第8条 施設使用の子約
- 第9条 施設使用申請と施設使用許可
- 第10条 利用料金の支払期限
- 第11条 使用の制限、許可の取消
- 第12条 施設使用の中止
- 第13条 使用後の原状回復
- 第14条 施設管理者の承諾を要する事項
- 第15条 施設管理者の立入権
- 第16条 禁止事項
- 第17条 施設管理権
- 第18条 付保義務
- 第19条 不可抗力等により使用できなくなった

場合の措置

- 第20条 使用者の損害賠償責任
- 第21条 非常時における対応

第3章 ホール使用

- 第22条 大・中・小ホールの利用料金
- 第23条 施設使用の変更
- 第24条 施設使用の振替
- 第25条 事前打合せ
- 第26条 駐車場誘導員
- 第27条 関係機関への申請
- 第28条 ピアノ調律
- 第29条 座席の追加及び定員
- 第30条 宣伝、チケットの発行
- 第31条 チラシ、ポスターの館内設置
- 第32条 屋外立看板
- 第33条 搬入、搬出
- 第34条 付帯設備の使用及び必要な工事
- 第35条 使用当日の留意事項

第4章 アートファクトリー使用

- 第36条 アートファクトリーの利用料金
- 第37条 施設使用の変更
- 第38条 施設使用の振替
- 第39条 搬入、搬出
- 第40条 使用当日の留意事項
- 第41条 事前打合せ等に関する規定の準用

第5章 共通事項

- 第42条 催事に必要な物品
- 第43条 貴重品の管理
- 第44条 施設内での案内表示
- 第45条 ゴミの処理
- 第46条 利用人数の報告
- 第47条 その他の使用

第6章 補則

- 第48条 定めのない事項
- 第49条 本使用規約の変更

附則

- 別表1 (第5条関係)
- 別表2 (第5条関係)
- 別表3 (第12条関係)

北上市文化交流センターさくらホール使用規約

第1章 総則

第1条 使用規約

北上市文化交流センターさくらホール（以下、「本施設」という。）の施設使用申請にあたり、使用者は本使用規約を遵守し、本施設を使用することを事前に確認しなければならない。また、施設使用許可後、使用者は、本使用規約に従い、施設管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定された指定管理者をいう。以下同じ。）の指示のもと本施設を使用するものとする。

第2条 施設管理者の権利保護

北上市、北上市教育委員会及び施設管理者が使用（共催を含む。）しようとする日時と使用者の使用希望日時が重なった場合、北上市、北上市教育委員会及び施設管理者の意向が第一優先されることを、使用者は異議なくこれを了承するものとする。

第3条 反社会的勢力の排除

- 施設管理者及び使用者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとする。
 - 自ら又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - 使用目的が暴力団その他反社会的団体の勢力を誇示するため、又はこれらの資金源とするために催事を行う等暴力団その他反社会的団体を援助・助長し、又はその運営に資するものでないこと。
- 施設管理者及び使用者は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、双方が相手方による前項の確約に依拠して施設使用申請及び使用をするものであることを確認する。

第2章 申請、許可

第4条 使用可能施設

- 使用者が各種の催事のために使用することができる本施設の範囲は、大ホール、中ホール、小ホール及びアートファクトリー（練習室、会議室等）とする。なお、ホールに付随する各楽屋は、ホール使用者に限り有料で使用できるものとする。
- 使用者は、前項の諸施設に付帯する設備を使用できるものとする。ただし、この場合の基本利用料金以外に発生する料金は、使用当日に現金で支払うこと。

第5条 使用時間及び利用料金

- 使用時間とは、使用場所において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して使用場所から退出する時刻までの時間をいう。なお、原状回復とは、付帯備品（椅子・テーブル・使用機材等）が所定の場所に戻され、使用前の状況に戻すことをいう。ただし、施設管理者が準備した一部の備品は、この限りでない。
- 使用可能な時間は、午前9時から午後10時までとし、00分～00分の1時間単位の使用とする。
- 区分利用は、9:00～12:00の使用を午前区分、13:00～17:00の使用を午後区分、18:00～22:00の使用を夜間区分とし、大ホール、中ホール、小ホールに適用する。アートファクトリーの使用は、時間利用のみとする。
- 舞台又は催事の準備・撤収の場合に限り、各ホールの時間外使用を認める。ただし、楽屋又はアートファクトリーだけの時間外使用は認めない。なお、ホールを借上げたうえで、アートファクトリーの一部を控室等として使用する場合は、この限りでない。
- 本施設の基本利用料金は、別表1のとおりとする。
- 本施設の付帯設備利用料金は、別表2のとおりとする。
- 時間外使用の利用料金は、基本利用料金の1.5倍とする。ただし、付帯設備利用料金は通常料金とする。
- 時間外使用の場合、原則として正面玄関からの出入りはできないものとし、使用者ごとに個別対応での入場場所、入場時間の確認を必要とする。
- 催事を行う場合は、その内容により準備や撤収にかかる時間が異なることがあるため、施設管理者の指示に従うこと。
- 撤収が間に合わなかった場合等、使用時間を超過して使用した場合、超過時間に係る1時間単位の時間利用料金を支払うものとする。さらに、この場合の付帯設備利用料金も同様とする。
- 小ホール、アートファクトリーでの物品販売に関しては、販売時間につき基本利用料金の5倍の料金を支払うものとする。ただし、準備時間は基本利用料金とする。
- 連続で施設を使用できる期間は、ホール、アートファクトリーともに原則7日間とする。ただし、ロングラン公演等については、施設管理者と協議すること。

第6条 使用申込の時期

- 使用可能な営業日は、本施設の休館日である12月29日から翌年の1月3日までを除く日とする。ただし、施設の一部若しくは一部を臨時に開館し、又は臨時に休館することがあることから、施設管理者に確認すること。
- 大ホール、中ホール、小ホールの区分利用について、1年

先の月末分までの使用申込をできるものとする。ただし、使用日まで1か月以内の使用申込は、施設管理者との協議を必要とする。

- 3 大ホール、中ホールの区分利用のうち、練習利用（ステージのみ使用）については、3か月先の月末分までの使用申込をできるものとする。ただし、使用日まで2週間以内の使用申込はできないものとする。
- 4 大ホール、中ホールの時間利用については、1か月先の月末分までの使用申込をできるものとする。ただし、使用日まで1か月以内の使用申込は、施設管理者との協議を必要とする。
- 5 小ホールの時間利用については、3か月先の月末分までの使用申込をできるものとする。ただし、使用日まで2週間以内の使用申込は、施設管理者との協議を必要とする。
- 6 大ホール、中ホール、小ホールを時間単位で使用する場合は、連続3時間を限度とし、これを超える場合は、区分利用とすること。ただし、すでに別の使用申込が入っており、区分利用ができない場合は、この限りでない。
- 7 アートファクトリーについては、3か月先の月末分までの使用申込をできるものとする。
- 8 大ホール、中ホール、小ホールの使用と関連して同じ日にアートファクトリーを控室等として使用する場合は、大ホール、中ホール、小ホールと一緒に使用申込をできるものとする。
- 9 使用するコンサート用ピアノなどの楽器類、備品等は、申込み順に優先使用とする。また、大ホール、中ホール、小ホール又はアートファクトリーと一緒に使用申込をできるものとする。
- 10 使用申込の開始は、毎月1日（ただし、1月に限り4日。）に開催する利用調整会議からとし、出席者間で調整のうえで申込むこと。
- 11 利用調整会議が終わった後の使用申込は、その翌日以降に、申込みの先着順に受付けるものとする。

第7条 施設使用登録

- 1 使用者は、本施設を初めて使用するときは、団体名又は個人名、担当者名、使用目的等を記入した「施設使用登録申込書」を施設管理者に提出すること。
- 2 前項の申込書の内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を施設管理者に届出すること。

第8条 施設使用の予約

- 1 窓口又は電話での使用申込の予約をできるものとする。同様の方法で予約の取消しもできるものとする。
- 2 使用者は、予約申込の際、使用目的や内容を施設管理者

に伝えなければならない。施設管理者は、その使用目的等を本使用規約等に照らし、使用の可否を決定する権限を持つ。

- 3 ホールについて予約ができる件数は、原則として仕込日（リハーサル含む）と本番日を1件とし、予備1件とする。
- 4 アートファクトリーについて予約ができる日数は、使用日（複数予約可）の他に予備1日とする。
- 5 予約の有効期間は7日間とし、期間内に施設使用申請手続を行うこと。なお、使用しないときは、速やかに予約を取消すこと。
- 6 使用者は、予約期間内に施設使用申請手続が完了できない場合は、その旨を施設管理者に申出ること。

第9条 施設使用申請と施設使用許可

- 1 使用者は、施設使用の意思ある場合は、その旨を施設管理者に連絡し、施設管理者が予約申込をもとに審査を経て作成した「施設使用申請書」の記載内容を確認し、誤りがなければ申請書の申込者欄に記名をし、提出すること。
- 2 使用者は、指定された期限までに基本利用料金を支払うこと。
- 3 支払期限までに基本利用料金が支払われない場合は、施設使用申請が取消しとなる場合がある。
- 4 施設管理者は、基本利用料金の支払いを確認した後に「施設使用許可書」を発行するものとする。
- 5 施設使用許可後の変更には、施設使用変更申請の手続が必要となる。
- 6 使用者は、施設管理者が許可した施設使用の地位を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 7 一度支払われた利用料金は原則として返金しない。ただし、使用中の申出の時期により返金する場合がある。

第10条 利用料金の支払期限

- 1 使用者は、施設使用申請書を提出の後、次の支払期限までに、基本利用料金を支払うこと。
 - (1) 大ホール、中ホール、小ホールの区分利用の支払期限（練習利用（ステージのみ使用）を除く。）
 - ア 申請日から使用日まで1か月を超える申請の場合は、申請日から1か月後の日
 - イ 申請日から使用日まで2週間を超え、1か月以内の申請の場合は、使用日から2週間前の日
 - ウ 申請日から使用日まで2週間以内の申請の場合は、申請日
 - (2) 大ホール、中ホールの練習利用（ステージのみ使用）の支払期限
 - ア 申請日から使用日まで1か月を超える申請の場合は、

申請日から1か月後の日

イ 申請日から使用日まで1か月以内の申請の場合は、使用当日

(3) 大ホール、中ホール、小ホールの時間利用の支払期限

ア 申請日から使用日まで1か月を超える申請の場合は、申請日から1か月後の日

イ 申請日から使用日まで1か月以内の申請の場合は、使用当日

(4) アートファクトリーの時間利用の支払期限

ア 申請日から使用日まで1か月を超える申請の場合は、申請日から1か月後の日

イ 申請日から使用日まで1か月以内の申請の場合は、使用当日

2 使用者が、前項の支払期限の前日までに、使用の中止を申出た場合には、施設使用申請を取消することができるものとする。

第11条 使用の制限、許可の取消

1 使用者による本施設の使用目的は、公序良俗に反しないものに限る。

2 北上市文化交流センター条例又は北上市文化交流センター規則に違反し、施設管理者が不適切と判断した場合、使用の制限や使用許可を取消することができるものとする。

3 使用者が、施設使用申請と異なる使用をした場合や、破損、汚損等の事由により施設が使用できなくなった場合には、使用の制限や使用許可を取消することができるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当した場合は、施設管理者は使用者に対し、何らの催告をすることなく直ちに使用許可を取消することができるものとする。この場合、取消の通知を発信したときに使用許可は当然に終了する。

(1) 使用申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(2) 催事の内容について、法令又は公序良俗に反すると認められたとき

(3) 施設管理者の信用を毀損する行為があったとき

(4) 本施設及び周辺に迷惑を及ぼすおそれがあると判断したとき

(5) 社会的な道徳又は倫理に反する行為があったとき

(6) 本規約第3条に違反していることが判明したとき

(7) 使用者が営業停止処分を受け、又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき

(8) 使用者が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれらの申立をしたとき

(9) 使用者の経営状態が悪化し、本施設の使用を継続するこ

とが著しく困難であると客観的に認められたとき

(10) 催事の内容等により北上市及び施設管理者、使用者、第三者の間に紛争を生じ、又はそのおそれがあるとき

(11) その他、使用者が使用許可及び本使用規約に定める事項を遵守しないとき、又は施設管理者が指示した事項に従わないとき

5 前項によって使用許可が終了した場合は、施設管理者は、使用者に対し、受領済の利用料金を一切返還せず、利用料金総額の全部を取得し、施設管理者等が被った損害の賠償を請求できるものとする。この場合、万一、利用料金の未払いがあるときは、使用者は、施設管理者に対し未払額の全額を使用許可終了の日から3日以内に支払わなければならない。

第12条 施設使用の中止

1 使用者は、施設使用を中止する場合は、速やかに申出ること。

2 施設使用許可は、使用者からの中止の申出があったときに取消しとなる。

3 施設使用中止を原因とする支払済みの基本利用料金を返金する場合の割合は、別表3のとおりとする。なお、返金額が1,000円未満の場合は、返金しない。

4 前項による返金額から、返金に係る振込手数料を差し引いた額を使用者に返金する。

第13条 使用後の原状回復

1 使用者は、施設の使用後に、使用場所に搬入した使用者の設備を搬出し、ポスター、看板類等を速やかに撤去し、使用場所を原状に回復し、使用期間満了の時までに同所から退出すること。なお、第11条の規定により使用を取消された場合も、同様とする。

2 施設の使用後には、机、椅子、その他備品は元の場所へ戻すこと。

3 施設の使用後には、汚れた床面等（大ホール、中ホールの座席を除く）を清掃すること。

4 破損及び汚損箇所については、使用者の責任と負担で原状回復すること。

5 原状回復作業は、全て施設管理者の指示に従い、施設管理者立会いのもと、原状回復状況の確認を行うこと。

6 使用者が使用期間満了の時までに原状回復を完了しなかったときは、原状回復完了の時までの超過時間につき延長利用料金を支払うこと。

第14条 施設管理者の承諾を要する事項

使用者は、本施設及び周辺で、物品の販売、勧誘、客引き、

署名、募金、チラシその他の宣伝物の配布、掲示、撮影、又はこれらに類する行為を行う場合には、事前にその詳細を施設管理者に申出を行い、承諾を得ること。

第15条 施設管理者の立入権

施設管理者は、本施設の維持、保安及び管理等のため、いつでも本施設の適宜の場所に立入り、必要な措置を講ずることができるものとする。この場合、使用者は、施設管理者が講ずる措置に必要な協力をすること。

第16条 禁止事項

使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。また、観客、来場者その他の第三者にこれらを行わせてはならない。

- (1) 施設管理者の承諾なしに本施設及び周辺で、物品の販売、勧誘、客引き、署名、募金、チラシその他の宣伝物の配布、掲示、撮影、又はこれらに類する行為を行うこと。
- (2) 本施設及び周辺に銃砲、模造拳銃、刀剣類、模造刀剣類、刃物等の危険物及び生体を持ち込むこと。ただし、民俗芸能公演や舞台演出のための持込みについて、施設管理者が問題ないと判断した場合は、この限りでない。
- (3) 使用者が、暴力団その他反社会的団体並びにその構成員及び関係者にチケットを販売すること。
- (4) 暴力団その他反社会的団体並びにその構成員及び関係者を本施設に入場させること。
- (5) 施設管理者指定の場所以外で飲食、喫煙すること。
- (6) ゴミを投棄する等、本施設及び周辺を不衛生な状態にすること。
- (7) 騒音、振動、異臭を発生する等本施設及び周辺に迷惑となる行為をすること。
- (8) 本施設の大ホール楽屋1、大ホール親子室、中ホール楽屋5、中ホール親子室、アクティブルーム、キッズルーム、和室さくら、和室しらゆり及び和室きせきわいに土足で入場すること。
- (9) 壁、床、器具及び備品の一切に対し、落書き、破損、汚損する行為をすること。また、建物、付帯設備への釘打ち、画鋲打ち及びガムテープ・セロハンテープを含むすべてのテープ類を使用すること。ただし、大ホール、中ホールの舞台上及び大アトリエにおける釘打ち等について、施設管理者と協議し、問題ないと判断した場合は、この限りでない。
- (10) 暴力行為、無謀行為等自己及び他人に危険を生じさせる行為をすること。
- (11) 防音対策の無いアートファクトリーで、過剰な音量を発生すること。
- (12) 賭博若しくは富くじの販売等社会通念を逸脱する企画

を行うこと。

- (13) 定員を超える観客を入場させること。
- (14) 重量200Kg/m²を超える重量物等を設置すること。
- (15) 本施設内に遊具等（ボール、スケートボード等）を持ち込むこと。
- (16) 指定以外の場所で、本施設及び周辺に迷惑となる音量を発生すること。ただし、施設管理者が認めた場所での音出しは、施設管理者が音量等、問題がないと判断した場合は、この限りでない。
- (17) 本施設を汚損する恐れのある催事をする。ただし、養生シート等で養生をし、施設管理者が問題ないと判断した場合は、この限りでない。
- (18) 施設管理者の保有する画像、名称、連絡先等を無断で使用すること。
- (19) 大ホールの舞台上、中ホールの舞台上、小ホール及び大アトリエ以外の施設において、火気の使用又は調理を行うこと。
- (20) 和室の畳の上に、什器・機器等を設置すること。ただし、所定の養生シートを使用し、施設管理者が問題ないと判断した場合は、この限りでない。
- (21) 本施設及び周辺で、観客その他の第三者に対する迷惑行為をすること。
- (22) 施設管理者が本施設の諸設備の維持又は保全のために禁止した行為をすること。

第17条 施設管理権

- 1 使用者が前条の定めに違反し、若しくは施設管理者の指示に従わない場合、又は観客その他の第三者が前条の定めに違反し、若しくは施設管理者の担当者、使用者の従業員その他関係者の指示に従わない場合は、施設管理者はその者を本施設から退場させることができるものとする。
- 2 使用者及び観客その他の第三者は、本施設において自己の身体及び財産について自らの責任でこれを管理すること。北上市及び施設管理者は、本施設での盗難、紛失、傷害等の損失に対して一切責任を負わず、使用者はこれに異議を述べないものとする。
- 3 使用者は前二項の定めについて、関係者や観客に周知徹底しなければならない。

第18条 付保義務

使用者は、催事開催に関連する万一の事故等による損害を補償するため、使用者の責任と負担において保険会社との間にイベント保険等の損害保険契約、傷害保険契約等を締結するよう努めること。なお、施設管理者が特別に損害保険や傷害保険等への加入が必要と判断する場合は、使用者はその指

示に従うこと。

第19条 不可抗力等により使用できなくなった場合の措置

- 1 天災地変・テロ等の不可抗力、その他施設管理者の責に帰すことができない事由によって、使用者が目的に従って本施設を使用できなくなった場合、使用許可は当然に終了する。
- 2 前項の場合、使用者は未払いの利用料金の支払いを要さず、施設管理者は使用者から支払われた利用料金を速やかに使用者に返還する。ただし、この場合の催事の中止に伴う損害について、北上市及び施設管理者は一切補償しない。
- 3 第1項の場合、使用者は、北上市及び施設管理者に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、観客その他の第三者との間に紛議が生じたときは、自らの責任と負担にてこれを処理、解決し、北上市及び施設管理者に対し財産上の負担その他一切の迷惑をかけないこと。
- 4 本施設の機材、設備の故障等により、使用者及び観客の所期の目的が達成されなかった場合であっても、本施設による利用料金の返還以上の損失補償はしない。

第20条 使用者の損害賠償責任

- 1 使用者、その従業員、使用日の来場者、その他の関係者が本施設を使用するに際して、本施設及び備品等を破損又は汚損した場合は、使用者は、施設管理者に対し、以下の項に定める原状回復のための費用その他これによって施設管理者が被った損害を賠償しなければならない。
- 2 使用期間中に観客その他の第三者に人身事故その他の損害が生じた場合は、本施設の施設上の問題に起因する場合を除き、使用者は、自らの責任と負担にて当該観客その他の第三者に対し直接損害を賠償し、施設管理者の指示に従い謝罪広告の掲載等信頼回復のための措置をとり、北上市及び施設管理者に対し財産上の負担その他一切の迷惑をかけないこと。
- 3 前項の場合、北上市及び施設管理者が第三者から責任を追及され当該第三者に損害賠償を行ったときは、北上市及び施設管理者は、直ちに使用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できるものとし、使用者はこれを支払わなければならない。

第21条 非常時における対応

- 1 使用者は、本施設の使用に際して、不測の事態に備え非常口、消火設備、避難方法等を事前に確認するとともに、関係者に対して周知徹底すること。
- 2 地震、火災その他の非常事態が生じた場合に対処するため、使用者は消防署その他の関係機関へ提出した書面に記

載された事項を熟知しなければならない。

- 3 地震、火災その他の非常事態が生じ、関係機関から特別な指示があった場合、使用者は、自らの責任でこれに従い対処し、また、北上市及び施設管理者の指示に従わなければならない。
- 4 非常時には避難誘導等が放送されるので、施設管理者の指示に従い落ち着いて行動すること。

第3章 ホール使用

第22条 大・中・小ホールの利用料金

- 1 入場料による料金区分は、開演時間から終演時間までの時間が含まれる区分に対して適用され、含まれない時間帯は入場料無料として取り扱うものとする。
- 2 入場料が未定の場合、無料区分の基本利用料金を支払期限までに支払い、有料区分の差額を使用前に支払うこと。
- 3 基本利用料金以外に発生する付帯設備利用料金、楽屋利用料金、延長利用料金等は、使用当日に現金で支払うこと。
- 4 年末年始(12月29日から1月3日まで)の大ホール、中ホールの基本利用料金は、祝日料金とする。

第23条 施設使用の変更

- 1 施設使用許可後に、その内容を変更するためには、施設使用変更申請の手続をすること。
- 2 使用当日の変更はできないものとする。
- 3 変更できる項目は、使用申請した施設又は使用時間とする。
- 4 変更により生じた利用料金の不足分は、速やかに支払うこと。
- 5 変更により生じた利用料金の差額分の返金、充当はできないものとする。

第24条 施設使用の振替

- 1 施設使用許可後に、使用日を変更したい場合には、施設管理者と協議のうえ、1度に限り他の日に振替えることができるものとする。ただし、大ホール、中ホール、小ホールの区分利用からアートファクトリーへの振替はできないものとする。
- 2 大ホール、中ホールの時間利用の振替はできないものとする。
- 3 振替可能な申出時期を過ぎた場合の振替はできないものとする。
- 4 振替は、使用申請済の施設への変更ではなく、新たな使用とする。
- 5 振替可能期間は、申出時期により次のとおりとする。
(1) 大ホール、中ホール、小ホールの区分利用の振替可能期

間（練習利用(ステージのみ使用)を除く。)

使用日の1か月前の同じ日付までの申出 予約受付日から1年先の月末まで

(2) 大ホール、中ホールの練習利用（ステージのみ使用）の振替可能期間

使用日の前日までの申出 予約受付日から3か月先の月末まで

(3) 小ホールの時間利用の振替可能期間

使用日の前日までの申出 予約受付日から3か月先の月末まで

- 6 振替は、同じ区分数、同じ時間数での振替となる。また、区分利用から時間利用への振替はできないものとする。
- 7 振替により生じた利用料金の不足分は、速やかに支払うこと。
- 8 振替により生じた利用料金の差額分は、使用日にかかる追加料金（楽屋利用料金、付帯設備利用料金等）にのみ充てることができるものとする。
- 9 1度振替した使用を取消した場合の利用料金の返金、充当はできないものとする。

第25条 事前打合せ

- 1 主催者（使用者及び主催者をいう。以下同じ。）は、催事の内容や進行が決まり次第、施設管理者と打合せを行うこと。
- 2 主催者は、使用開始日の2週間前までに本施設を使用するに当たって必要な受付、会場整理、誘導、特別来場者対応及び警備について、施設管理者と打合せを行い決定すること。
- 3 主催者は、本施設を使用するに当たって必要な受付、会場整理、誘導、特別来場者対応及び警備を、全て自らの責任と負担にて行うこと。
- 4 打合せを行わないで催事の本番を迎えた場合、付帯設備利用料金等の額に関する申出は受け付けないものとする。
- 5 施設管理者との打合せ以外で、施設を15分以上下見する場合及び付帯設備を使用する場合は、利用料金が発生するものとする。
- 6 15分以内の下見であっても、事前に施設を予約して行う場合は利用料金が発生するものとする。

第26条 駐車場誘導員

施設管理者側で各主催者の予想入場者数を確認後、必要に応じて駐車場誘導員を配置するものとする。なお、主催者側で駐車場誘導員を準備する場合は事前に申出ること。

第27条 関係機関への申請

主催者は、本施設を使用するに当たって、法令に定められた事項を、主催者の責任と負担において各関係機関に申請を行い、その指示に従うこと。この場合、主催者は、申請内容について事前に施設管理者の承諾を受け、かつ、各関係機関から受けた指示の内容を直ちに施設管理者に通知すること。万一、申請不備のため使用できなくなった場合、施設管理者は一切の責任を負わないものとする。

第28条 ピアノ調律

コンサート用ピアノの調律は、主催者が必要に応じて調律師を手配し行うこと。なお、調律する時間であってもピアノ使用料金を支払うこと。

第29条 座席の追加及び定員

- 1 大ホール、中ホールに限り座席を追加できるものとする。なお、追加用椅子はパイプ椅子（スタッキングチェア）とする。
 - (1) 大ホール 1階19列目として 39席、 2階L20列目（下手側）、C20列目（中央）、R20列目（上手側）として 57席
 - (2) 中ホール 17列目として 11席
- 2 前項の追加席を含む大ホール、中ホールの定員は、次のとおりである。
 - (1) 大ホール ①固定席1,310人
②固定席+追加席1,406人
③固定席+立見席1,503人
 - (2) 中ホール ①固定席 450人
②固定席+追加席 461人
③固定席+立見席 471人
- 3 追加席の準備、撤収は主催者が行うこと。追加席が必要な場合は施設管理者に申出ること。

第30条 宣伝、チケットの発行

- 1 催事の宣伝、チケットの発行は、施設使用許可の後に行うこと。
- 2 施設使用許可の前に宣伝、チケットの発行があった場合、使用を許可しないことができるものとする。
- 3 宣伝物、チケットには、主催者の問合せ先を記載すること。
- 4 チケット発行枚数は、各ホールの定員以内とすること。また、消防法による制限があるので、入場者の定員は厳守すること。
- 5 入場無料の催事で、定員を上回る入場整理券を発行する場合は、施設管理者に相談すること。なお、入場整理券には、入場制限があることを記載すること。

第31条 チラシ、ポスターの館内設置

- 1 チラシ、ポスターの館内設置を希望する場合、施設管理者へ渡すこととし、無断設置を禁ずる。
- 2 ポスターの館内設置に関して、施設管理者の都合により、すべてのポスターの設置が行われるわけではないことを予め了承のこと。
- 3 チラシ、ポスターの設置の場所、位置、期間については、施設管理者に一任すること。
- 4 チラシ、ポスターには、主催者の問合せ先を記載のこと。

第32条 屋外立看板

- 1 屋外立看板の設置は、正面入口指定の場所とする。それ以外の場所への設置は、施設管理者に相談すること。
- 2 立看板は主催者が準備し、施設管理者の承諾を得て設置すること。
- 3 立看板のサイズは、全高240cm（脚30cm含）×幅90cm程度である。
- 4 設置可能期間は、原則として、施設使用許可が出ている期間（仕込日・本番日）のみとする。
- 5 風雨に晒される場所であるため、悪天候対策、風対策をすること。

第33条 搬入、搬出

- 1 大ホール、中ホールの主催者は、1階北側の搬入口を使用できるものとする。
- 2 小ホールの主催者については、小ホール南側扉から搬入、搬出できるものとする。

第34条 付帯設備の使用及び必要な工事

- 1 主催者が、本施設に設置された付帯設備の使用を希望する場合は、使用開始日の2週間前までにその詳細（スケジュール、プログラム、会場設営、搬入出、案内板位置、使用設備等）について、施設管理者と打合せを行い決定すること。この場合、使用可能な付帯設備は、施設管理者が指定し、主催者は、使用方法、使用時間、利用料金及びその支払方法その他に関して、本施設の定めに従うこと。
- 2 主催者は、付帯設備及び備品を使用する場合は、使用開始前に設備の数量、破損等現況を施設管理者と事前に確認しなければならない。
- 3 主催者は、本施設内での工事が必要な場合は、使用開始日の1か月前までに施工図面、仕込み図、電気図面等を施設管理者に提出し、工事内容について施設管理者と打合せを行い決定すること。なお、工事に際して本施設及び周辺に迷惑を及ぼす騒音、振動、異臭等を伴うものについては、施工前、施工中にかかわらず施工時間の制限、並びに施工

中止を施設管理者は指示することができるものとする。

- 4 前項の工事については、主催者の責任と負担で行うこと。免許、資格が必要な作業を行う場合は、施設管理者は、当該免許証、資格証の提示を求めることができるものとする。

第35条 使用当日の留意事項

- 1 主催者は、施設使用開始前に、施設使用許可書をサービスセンター窓口へ提示すること。
- 2 主催者は、使用期間中、責任者を本施設に常駐させること。
- 3 主催者による荷物の発送、受取りは、事前に施設管理者に連絡し、指示を受けること。
- 4 主催者は、常に善良な管理者の注意をもって本施設を使用し、全て自らの責任と負担にて、催事の運営、催事に必要な全ての事前準備及び催事終了後の原状回復を行うこと。
- 5 主催者は、本施設及び周辺における観客の誘導を施設管理者が指示する方法に従って行い、観客に人身事故その他一切の迷惑をかけないように常に万全の配慮を講ずること。

第4章 アートファクトリー使用

第36条 アートファクトリーの利用料金

基本利用料金以外に発生する付帯設備利用料金、延長利用料金等は、使用当日に現金で支払うこと。

第37条 施設使用の変更

- 1 施設使用許可後に、その内容を変更するためには、施設使用変更申請の手続をすること。
- 2 使用当日の変更はできないものとする。
- 3 変更できる項目は、使用申請した施設又は使用時間とする。
- 4 変更により生じた利用料金の不足分は、速やかに支払うこと。
- 5 変更により生じた利用料金の差額分の返金、充当はできないものとする。

第38条 施設使用の振替

- 1 施設使用許可後に、使用日を変更したい場合には、1度に限り他の日に振替えることができるものとする。ただし、アートファクトリーから大ホール、中ホール、小ホールの時間利用への振替はできないものとする。
- 2 振替可能な申出時期を過ぎた場合の振替はできないものとする。
- 3 振替は、使用申請済の施設への変更ではなく、新たな使用とする。
- 4 振替可能期間は、申出時期により次のとおりとする。

アートファクトリーの振替可能期間

使用日の前日までの申出 予約受付日から3か月先の月末まで

- 5 振替は、同じ時間数での振替となる。
- 6 振替により生じた利用料金の不足分は、速やかに支払うこと。
- 7 振替により生じた利用料金の差額分は、使用日にかかる追加料金（付帯設備利用料金等）にのみ充てることができるものとする。
- 8 1度振替した使用を取消した場合の利用料金の返金、充当はできないものとする。

第39条 搬入、搬出

- 1 アートファクトリーの使用者は、1階正面入口からの搬入、搬出を行うこと。
- 2 展示会等で大型機器を搬入する必要がある場合は、施設管理者と協議すること。

第40条 使用当日の留意事項

- 1 使用者は、施設使用開始前に、施設使用許可書をサービスセンター窓口へ提示すること。
- 2 使用するアートファクトリーの鍵は、施設管理者が、原則、開錠済みとしておくので、使用時間を守って入室すること。
- 3 使用者は、使用期間中、責任者を本施設に常駐させること。
- 4 アートファクトリー内を無人にする場合、鍵の貸出をするのでサービスセンター窓口へ申出ること。
- 5 使用者による荷物の発送、受取りは、事前に施設管理者に連絡し、指示を受けること。
- 6 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって本施設を使用し、全て自らの責任と負担にて、事前準備及び終了後の原状回復を行うこと。
- 7 使用者は、本施設及び周辺における観客の誘導を施設管理者が指示する方法に従って行い、観客に人身事故その他一切の迷惑をかけないように常に万全の配慮を講ずること。

第41条 事前打合せ等に関する規定の準用

前章ホール使用に関する規定のうち、第25条（事前打合せ）、第27条（関係機関への申請）、第28条（ピアノ調律）、第30条（宣伝、チケットの発行）、第31条（チラシ、ポスターの館内設置）、第32条（屋外立看板）の規定は、必要に応じて、アートファクトリーの使用について準用する。

第5章 共通事項

第42条 催事に必要な物品

- 1 催事に必要な印刷物、案内表示用の用紙等は、主催者が準備すること。
- 2 テープ類・筆記用具・用紙などの消耗品、布巾等は主催者が準備すること。
- 3 無料貸出し備品は、施設管理者に問合せること。

第43条 貴重品の管理

- 1 館内での窃盗及び紛失について、施設管理者は一切の責任を負わないものとする。
- 2 荷物の保管には、各所に設置されているコインロッカーを使用すること。なお、コインロッカー使用は使用当日に限るものとする。

第44条 施設内での案内表示

- 1 案内用の紙等を壁、柱、ガラス、扉等へ直接貼ってはならない。直接貼ることで、塗装が剥がれる等の損傷した場合は、その復旧費を弁償すること。
- 2 無料で貸出しているサインスタンド、マグネット等を使用すること。使用後は所定の位置へ返却すること。
- 3 サインスタンドへの直接記入をしないこと。

第45条 ゴミの処理

- 1 ゴミは原則として、主催者がすべて持帰ること。
- 2 ゴミの持帰りが困難な場合には、施設管理者が販売する有料ゴミ袋に分別を行い、指定された場所へ持込むこと。
- 3 弁当の容器等は、使用当日に回収・撤去すること。なお、業者が回収する場合は、空き容器等の保管場所をサービスセンター窓口で確認すること。

第46条 利用人数の報告

主催者は、使用終了後にサービスセンター窓口へ利用人数を報告すること。利用人数とは、主催者、関係者及び観客等の合計人数とする。

第47条 その他の使用

- 1 物品の販売
 - (1) 施設内で物品販売、売買予約、契約行為等（以下「物品販売等」という。）を行う場合、事前に必要な申請書を提出し、承諾を得て行うこと。
 - (2) 物品販売等を目的とする使用の場合、販売開始から終了時間までの設定時間帯は、基本利用料金の5倍の料金とする。準備時間、撤収時間は基本利用料金とする。
 - (3) 大ホール、中ホールの舞台上及び客席内で、物品販売等

を行ってはならない。

- (4) 大ホール、中ホールの使用に付随する物品販売等の場所は、使用するホールのホワイエに限るものとする。その際、追加の利用料金は発生しないものとする。
- (5) 小ホールの使用に付随する物品販売等を小ホール扉外で行う場合は、追加の利用料金は発生しないものとする。ただし、小ホール内で物品販売等をした場合は、使用に付随する物品販売等であっても基本利用料金の5倍の料金とする。
- (6) 小ホール、アートファクトリーの使用において、技術料、施術料、相談料、参加費、テキスト代等を徴収する場合は、名称の如何を問わず、事前に第1号に規定する申請をすること。
- (7) 基本利用料金の5倍の適用については、申請を受けてからその都度判断するものとする。
- (8) 申請がなくても物品販売等と判断された場合は、基本利用料金の5倍の料金とする。

2 調理使用

- (1) 調理使用は、大アトリエ内に限るものとする。
- (2) 火気を使用する場合には、事前に関係機関に申請を行うこと。
- (3) 調理を行う場合は、換気のため実際の使用時間よりも1時間長く申込むこと。
- (4) 持込む機材により、持込機器電源利用料金の支払いが必要となる場合がある。

3 においを発する使用

- (1) 飲食を伴う使用やアロマ等の使用により、においが残ると判断した場合は、換気のため実際の使用時間より1時間長く申込むこと。
- (2) 施設管理者が使用内容を把握できないまま、使用によりにおいが残っていた場合は、換気対策として1時間の追加利用料金を請求することができるものとする。
- (3) 使用内容により、無臭タイプの消臭スプレーの持参を指示する場合がある。

4 館内での飲食

- (1) 大ホール、中ホールの客席内での飲食は、原則禁止とする。
- (2) 小ホール、アートファクトリー、共有スペースでは、飲食できるものとする。
- (3) 催事の都合による大ホール及び中ホール客席内での飲食については、施設管理者に事前に相談し、承諾を得て必要な申請書を提出すること。

第6章 補則

第48条 定めのない事項

本使用規約に定めのない事項については、本施設を健全な目的のために円滑に使用することを第一義として、施設管理者と使用者が誠意を持って協議し、円満に解決するものとする。

第49条 本使用規約の変更

1 本使用規約は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、施設管理者は次の各号の場合に、本使用規約を変更することがある。

- (1) 本使用規約の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本使用規約の変更が、定型取引合意をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項により、施設管理者が本使用規約を変更する場合、本使用規約を変更する旨及び変更後の本使用規約の内容及びこその効力発生日について、効力発生日の1か月前までに、本施設のホームページに掲示するものとする。

3 変更後の本使用規約の効力発生日以降に、使用者が本施設を使用したときは、本使用規約の変更に同意したものとみなす。

附 則

- 1 この使用規約は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この使用規約の施行前に行われた施設使用申請、施設使用許可等で既にその効力を有するものは、本使用規約に同意したものとみなす。

別表1 (第5条関係)

基本利用料金 大・中・小ホール

料金は全て消費税込みの金額です。付帯設備をご使用の際は、別途付帯設備利用料金がかかります。

単位：円

ホール	室名	定員 部屋面積	用途・特色	区分利用料金				時間利用料金
				下段は土曜日、日曜日、祝日の場合				
				入場料	午前区分 9:00~12:00	午後区分 13:00~17:00	夜間区分 18:00~22:00	1時間あたり
大ホール	客席・舞台	1階：644席 (うち移動席39席) 2階：491席 (うち移動席57席) 3階：271席 合計1406席 (うち移動席96席)	・段床多目的ホール ・1階に親子室あり ・移動席を車椅子席や立見席に転用可能(最大定員1503席) ・音声補聴システム付 ・オーケストラピットを前舞台に転用可能 ・舞台の間口18m 移動型小迫り付(切り穴6ヶ所)	無料	16,500	24,300	31,200	5,500
				1円以上	24,800	36,500	46,800	
				1,000円以下	29,800	43,800	56,200	
				1,001円以上	33,000	48,600	62,400	
				3,000円未満	39,600	58,300	74,900	
				3,000円以上	41,300	60,800	78,000	
				5,000円未満	49,600	73,000	93,600	
	5,000円以上	49,500	72,900	93,600				
	59,400	87,500	112,300					
	ステージ練習利用(ステージ上のみ使用)	8,300	12,200	15,600	※区分のみ			
	楽屋1	30㎡(18帖)	・靴脱ぎルーム	区別なし	900	1,200	1,800	300
	楽屋2	18㎡(10帖)	・楽屋3と一体化可能		600	800	1,200	200
楽屋3	22㎡(13帖)	・楽屋2と一体化可能	600		800	1,200	200	
楽屋4	16㎡(9帖)		600		800	1,200	200	
楽屋5	12㎡(7帖)	・ユニットバス付き	1,200		1,800	2,200	400	
楽屋6	12㎡(7帖)	・ユニットバス付き	1,200		1,800	2,200	400	
中ホール	客席・舞台	最大461席 (うち移動席11席)	・段床多目的ホール ・2階に親子室あり ・移動席を車椅子席や立見席に転用可能(最大定員471席) ・音声補聴システム付 ・舞台の間口12.6m 移動型小迫り付(切り穴6ヶ所) ・仮設花道設置可能	無料	8,500	11,500	15,100	2,900
				1円以上	10,200	13,800	18,100	
				1,000円以下	10,600	14,400	18,900	
				1,001円以上	12,700	17,300	22,700	
				3,000円未満	12,800	17,300	22,700	
				3,000円以上	15,400	20,800	27,200	
				5,000円未満	14,900	20,100	26,400	
	5,000円以上	17,900	24,100	31,700				
	20,400	17,000	23,000	30,200				
	20,400	27,600	36,200					
	ステージ練習利用(ステージ上のみ使用)	4,300	5,800	7,600	※区分のみ			
	楽屋1	13㎡(7帖)	・ユニットバス付き	区別なし	1,200	1,800	2,200	400
楽屋2	15㎡(9帖)	・楽屋3と一体化可能	600		800	1,200	200	
楽屋3	14㎡(8帖)	・楽屋2と一体化可能	600		800	1,200	200	
楽屋4	13㎡(7帖)		600		800	1,200	200	
楽屋5	13㎡(7帖)	・靴脱ぎルーム	600		800	1,200	200	
小ホール	ホール	最大定員264人 12.8m×17.65m (7間×9.8間)	・平土間多目的ホール ・照明音響ボタンあり ・長机35台、椅子200脚	無料	4,100	5,500	7,600	1,400
				有料	8,200	11,000	15,200	
	楽屋1	7㎡(4帖)		区別なし	300	400	600	100
	楽屋2	17㎡(10帖)			600	800	1,200	200

基本利用料金 アートファクトリー

料金は全て消費税込みの金額です。付帯設備をご利用の際は、別途付帯設備利用料金がかかります。

単位：円

階	室名	部屋面積	遮音性	用途・特色	時間利用料金	
					1時間あたり	
1階	ミュージックルーム1	58㎡ (35帖)	◎	天井は2階建ての吹き抜けで、アートファクトリー最大の防音室 音楽練習だけではなく、会議・展示・ダンスなどでも利用できます	1,000	
	ミュージックルーム2	38㎡ (23帖)	◎	ドラム・アンプ・マイクセットなどバンド用機材を常設 大音量での練習ができます	550	
	アクティブルーム	73㎡ (44帖)	○	ロッカー室とシャワー室が付属、壁の1面が鏡張り、土足禁止 各種レッスン他、裏口はホールゾーンへ繋がるので楽屋にも使用可能	1,100	
	キッズルーム	30㎡ (18帖)	○	床は抗菌・防災マット敷きで、遊具を用意しています 個人でも利用可能（保護者同伴） イベントの託児室としてもどうぞ	400	
	大アトリエ	110㎡ (66.5帖)	△	製作作業向けに、流し台を装備しています 展示室・ダンス・会議・控室としても利用可能（空調音あり）	1,050	
2階	アンサンブルルーム1	31㎡ (19帖)	○	アップライトピアノ常設 音楽の利用だけではなく会議・ダンスにもどうぞ	450	
	アンサンブルルーム2	25㎡ (15帖)	◎	ドラム・アンプ・マイクセットなどバンド用機材を常設 大音量での練習ができます	450	
	トレーニングルーム	27㎡ (16帖)	○	音楽練習・ダンス・会議まで用途にこだわらずに使える部屋です 階下の人へアピールしながらのパフォーマンスも可能	350	
	レッスンルーム1	14㎡ (8.5帖)	◎	小さくても完全な防音室、管楽器等小人数大音量の練習に最適 面接会場や少人数の打合せにも使えます	250	
	レッスンルーム2	14㎡ (8.5帖)	◎	ドラム・アンプ・マイクセットなどバンド用機材を常設 大音量での練習ができます	250	
	オープンルーム	23㎡ (14帖)	△	吹き抜けに面したガラス張りの部屋 公開練習や、打合せ・説明会・面接会場などにどうぞ	250	
	小アトリエ1	26㎡ (15帖)	△	それぞれの部屋に流し台を装備 工作・生け花など水を使う作業はもちろん、会議などにも利用可能	250	
	小アトリエ2	20㎡ (12帖)	△	間仕切の撤去が可能（教室タイプの配置で24名程度着席可能）	250	
	スタジオ	録音利用 ※オペレーター付 ミキシングあり 練習利用 ※演奏室のみ使用 ミキシングなし	19㎡ (11.5帖) ※演奏室 面積	◎	録音・編集・CD製作などの機材があります オペレーターがあなたの創作活動をサポートします	1,000
					他の演奏室が全て予約済かつ当日練習に限りスタジオの演奏室で楽器練習ができます ※原則持込楽器の使用に限り、管楽器の場合は水滴対策が必要	450
	多目的室1	38㎡ (23帖)	△	ミーティングや展示会など用途を選びません 楽屋にもできます	350	
	多目的室2	25㎡ (15帖)	△	テーブルを長方形に配置して1が18名、2が12名着席可能 間仕切の撤去が可能（長方形型の配置で30名程度着席可能）	250	
	会議室1	30㎡ (18帖)	△	各種会議や研修会等の他、楽屋にも利用可能 テーブルをスクール形式に配置して、18名程度着席可能	350	
	会議室2	30㎡ (18帖)	△	間仕切の撤去が可能（教室タイプの配置で45名着席可能）	350	
	和室（さくら）	27㎡ (16帖)	△	南向きで明るい広縁のある、給湯室付の和室 お茶会・お花の稽古や接待用にどうぞ	350	
	和室（しらゆり）	15㎡ (10帖)	△	こじんまりとした、親近感のある明るい和室 少人数の打合せや日本舞踊の練習などにどうぞ	250	
和室（きせきれい）	26㎡ (15帖)	○	ファクトリーの一番奥にある落ち着いた雰囲気のある和室 給湯室付、楽屋としても利用可能	350		

別表2 (第5条関係)

付帯設備利用料金 大ホール舞台

単位:円				
設備名	仕様	単位	区分単価	時間単価
平台セット(6枚) ※1セットのみ	各サイズ	1式	500	200
平台	各サイズ	1枚	100	40
音響反射板	(天反ライト含む)	1式	7,000	2,800
移動小迫装置	W=1,200×D=1,200	1台	2,000	800
オーケストラピット	電動昇降式	1式	3,000	1,200
演台(花台・脇台付)	大型(2,100×900×1,000)	1式	500	200
司会者台	800×600×1,070	1台	200	80
所作台(本舞台用セット)	21枚	1式	4,000	1,500
所作台(花道用セット)		1式	600	250
所作台	単体	1枚	150	60
鳥屋囲い	H=2727	1式	500	200
金屏風	754×2,424×6曲	1双	1,000	400
鳥の子屏風	754×2,424×6曲	1双	1,000	400
緋毛氈	1,720×7,272	1枚	100	40
長布団	545×1,818、×3,636	1枚	100	40
高座用座布団	700×750	1枚	100	40
上敷	900×14,544、×7,272、×3,636	1枚	100	40
地絨	18,000×5,500	1枚	500	200
灰色バンチカーペット		1枚	150	60
黒色バンチカーペット		1枚	150	60
紗幕	18,000×10,000	1枚	500	200
ジョーゼット	1式/バトン毎	1式	500	200
浅黄幕	9,000×6,500	1式	500	200
振り落し装置	L=19,600	1式	200	80
雪簞(2個一式)	242×303×1,515	1式	300	100
つけ板・つけ木	つけ板(樺) つけ木(檜)	1式	100	40
松羽目	16,362×5,454	1式	1,200	480
竹羽目	8,181×4,545	1式	1,200	480
日舞囲い	H=4,545	1式	1,500	600
定式幕	W=21,000	1式	1,000	400
バレエシート	舞台全面敷き	1式	1,000	400
スクリーン	映写用	1式	1,000	400
プログラムスタンド	H=1515	1台	30	10
式次第兼用黒板	1,825×550×1,880	1台	30	10
スモークマシン(コンセプト)	ファン・ジュース付き	1式	1,000	400
スモークマシン(ロスコタイプ)	ファン・ジュース付き	1式	500	200
DLPプロジェクター	大型 10600ルーメン	1台	2,000	800
VPLプロジェクター	小型3200ルーメン	1台	500	200
書画カメラ(移動型)	WOLFVISION製Visualizer	1台	500	200
映像スイッチャー(映像選択送出装置)	DVDデッキ・VHSデッキ・ケーブル補償器付	1式	1,500	600
大型映写用スクリーン(移動型)	200インチ	1式	300	100
小型映写用スクリーン(移動型)	100インチ	1式	200	80
ビデオテープレコーダー	VHS型	1台	100	40
DVDプレーヤー		1台	100	40
コンサート用ピアノA	スタインウェイ	1台	9,000	3,500
コンサート用ピアノB	ファツィオリ	1台	9,000	3,500
コンサート用ピアノC	ヤマハCFⅢ-S	1台	5,000	2,000
コンサート用ピアノD	ヤマハCF	1台	5,000	2,000
和太鼓	栓 2尺 4本柱	1式	1,500	600
指揮者台	ベース台、上部台込み	1台	100	40
指揮者用譜面台		1式	200	80
オペビ用指揮者譜面台		1台	500	200
コントラバス椅子		1台	50	20
演奏者用譜面台		1台	50	20
譜面灯(一個につき)		1台	30	10

付帯設備利用料金 大ホール音響

単位:円

設備名	仕様	単位	区分単価	時間単価
基本音響セットA	音響拡声装置 マイク2本	1式	1,800	600
基本音響セットB	音響拡声装置 マイク2本、WL×2、録音機×1	1式	3,000	1,200
基本音響セットC	音響拡声装置、大型SP×1、中型SP×1、小型SP×2、 マイク20本、WL×2、録音機×1、周辺×5	1式	8,500	3,500
基本音響セットD	音響拡声装置、3点吊りマイク録音機×1、マイク×2	1式	2,000	800
音響拡声装置		1式	1,500	600
ワイヤレスマイク装置	1チャンネルあたり	1式	1,000	400
3点吊りマイク装置		1式	500	200
録音再生機	カセット・MD・CDなど	1台	200	80
音響効果付加機器	リバーブ、音質調整器	1台	500	200
補助ミキサー(大型)	CS1D	1台	2,000	800
補助ミキサー(中型)	M2500	1台	1,500	600
補助ミキサー(小型)		1台	500	200
マルチケーブル		1本	100	40
マイクロホンセット	マイクとスタンド込み	1本	300	100
ステージスピーカー(大型)	一対 JBL4Way	1式	2,000	800
ステージスピーカー(中型)	一対 JBL2Way	1式	800	350
ステージスピーカー(小型)	WEDGE	1台	300	100
パワードスピーカー	フルレンジ20W	1台	100	40
移動用小型拡声装置一式	マイク2本付	1式	1,000	400
持ち込み機器電気使用料	1Kwあたり	1kw	200	80
ティンパニA(32インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
ティンパニB(29インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
ティンパニC(26インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
ティンパニD(23インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
ティンパニE(20インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
オーケストラチャイム(音域C52~F69)	ADAMS(アダムス)	1台	1,000	400
マリンバ(音域C16~C76)	ADAMS(アダムス)	1台	1,500	600
大太鼓(36×26インチ)	Pearl(パール)	1台	600	250
ドラムセットA	ヤマハメイプルカスタム	1式	1,000	400
ドラムセットB	パールSRXセット	1式	500	200
ドラムセットC	パールELセット	1式	300	100
小型グランドピアノ	カワイRX-1A	1台	1,000	400
デジタルピアノ	ローランドRD-700	1式	200	80
電子オルガン	ローランドVK-8	1式	200	80
電子ピアノ	ヤマハP-60S	1式	100	40
シンセサイザー1	ヤマハMOTIF-ES8	1式	400	150
シンセサイザー2	ヤマハMOTIF-ES7	1式	300	100
シンセサイザー3	ローランドFANTOM	1式	200	80
ギターアンプ1	マーシャルJCM2000	1式	400	150
ギターアンプ2	マーシャルJCM900	1式	300	100
ギターアンプ3	PEAVY5150	1式	200	80
ギターアンプ4	ローランドJC-120	1式	100	40
ベースアンプ1	SWR SM-900	1式	300	100
ベースアンプ2	アンペグSVT-4Pro	1式	200	80
ベースアンプ3	ローランドDB-700	1式	100	40
ベースアンプ4	ヤマハBBT500H	1式	200	80
キーボードアンプ1	ローランドKC-550	1台	100	40
キーボードアンプ2	ローランドKC-350	1台	70	30
ヴォーカルアンプ	ヤマハEMX5000-12	1台	150	60
DTMシステム	ヤマハHMS-2000AW	1式	400	150

付帯設備利用料金 大ホール照明

設備名	仕様	単位	単位:円	
			区分単価	時間単価
基本照明セットA	Bor×3	1式	1,200	480
基本照明セットB	Bor×3、Fr、CL×1	1式	3,000	1,200
基本照明セットC	Bor×3 SUS×2、UH、LH Fr、CL×2	1式	5,500	2,200
基本照明セットD	Bor×3 SUS×4、UH、LH Fr、CL×2	1式	6,000	2,500
基本照明セットE	Fr、CL×2	1式	3,000	1,200
ポーターライト	一列あたり	1式	400	150
サスペンションライト	一列あたり	1式	400	150
アッパーホリゾンライト	一列あたり	1式	500	200
ローアホリゾンライト	一列あたり	1式	500	200
フットライト	一列あたり	1式	400	150
トーマンタルスポットライト	上手下手一対	1式	1,000	400
プロセニウムスポットライト	一列あたり	1式	400	150
客席サスペンションスポットライト	一列あたり	1式	400	150
第一シーリングスポットライト	一列あたり	1式	1,200	480
第二シーリングスポットライト	一列あたり	1式	1,200	480
バルコニーライト	一列あたり	1式	500	200
フロントサイドスポットライト	上手下手一対	1式	1,500	600
コンダクタースポットライト	1000w	1台	100	40
クセノンピンスポットライト	2000w型	1台	1,500	600
ムービングライト	700w型、550w型	1台	1,000	400
レンズ型スポットライト	1000w型	1台	100	40
レンズ型スポットライト	500w型	1台	70	30
ストリップライト	85w型	1台	150	60
シールドビーム型スポットライト	500w型	1台	300	100
カッタースポットライト	650w型、750w型	1台	200	80
効果器(マシン付き)		1台	1,000	400
カラーチェンジャー	16色型	1台	50	20
オーロラマシン	500w型	1台	500	200
波エフェクト	丸茂電機製	1台	500	200
ファイヤーエフェクト	松村電機製	1台	500	200
星球		1式	500	200
マルチストロボ	2灯式	1台	500	200
ミラーボール		1台	100	40
持ち込み照明機器使用料	1kwあたり	1kw	200	80

付帯設備利用料金 中ホール舞台

設備名	仕様	単位	単位:円	
			区分単価	時間単価
平台セット(6枚) ※1セットのみ	各サイズ	1式	500	200
平台	各サイズ	1枚	100	40
音響反射板	(天反ライト含む)	1式	3,000	1,200
移動小迫装置	W=1,200×D=1,200	1台	2,000	800
演台	中型	1式	300	100
司会者台		1台	200	80
所作台(本舞台用セット)	23枚	1式	3,000	1,200
所作台(花道用セット)		1式	500	200
所作台	単体	1枚	150	60
仮設花道装置	平台組セット	1式	2,000	800
金屏風	754×2,424×6曲	1双	1,000	400
鳥の子屏風	754×2,424×6曲	1双	1,000	400
緋毛氈	1,720×7,272	1枚	100	40
長布団	545×1,818、×3,636	1枚	100	40
高座用座布団	700×750	1枚	100	40
上敷	900×14,544、×7,272、×3,636	1枚	100	40
地絨(黒)	12,726×5,000	1枚	500	200
灰色パンチカーペット		1枚	150	60
黒色パンチカーペット		1枚	150	60
紗幕(グレー)	12,726×9,000	1枚	500	200
ジョーゼット	1式/バトン毎	1式	500	200
浅黄幕	9,000×6,500	1式	500	200
振り落し装置	L=19,600	1式	200	80
雪簀(2個一式)	242×303×1,515	1式	300	100
つけ板・つけ木	つけ板(樺) つけ木(樺)	1式	100	40
松羽目	12,726×5,454	1式	500	200
定式幕	16,000×8,000	1式	800	350
バレエシート	舞台全面敷き	1式	800	300
スクリーン		1式	200	80
プログラムスタンド	H=1515	1台	30	10
式次第兼用黒板	1,825×550×1,880	1台	30	10
スモークマシン(コンセプト)	ファン・ジュース付き	1式	1,000	400
スモークマシン(ロスコタイプ)	ファン・ジュース付き	1式	500	200
DLPプロジェクター	大型6000ルーメン	1台	2,000	800
VPLプロジェクター	小型3200ルーメン	1台	500	200
書画カメラ(移動型)	WOLFVISION製Visualizer	1台	500	200
映像スイッチャー(映像選択送出装置)	DVDデッキ・VHSデッキ・ケーブル補償器付	1式	1,500	600
大型映写用スクリーン(移動型)	200インチ	1式	300	100
小型映写用スクリーン(移動型)	100インチ	1式	200	80
ビデオテープレコーダー	VHS型	1台	100	40
DVDプレーヤー		1台	100	40
コンサート用ピアノA	スタインウェイ	1台	9,000	3,500
コンサート用ピアノB	ファツィオーリ	1台	9,000	3,500
コンサート用ピアノC	ヤマハCFⅢ-S	1台	5,000	2,000
コンサート用ピアノD	ヤマハCF	1台	5,000	2,000
和太鼓	栓 2尺 4本柱	1式	1,500	600
指揮者台	ベース台、上部台込み	1台	100	40
指揮者用譜面台		1式	200	80
コントラバス椅子		1台	50	20
演奏者用譜面台		1台	50	20
譜面灯(一個につき)		1台	30	10

付帯設備利用料金 中ホール音響

単位:円

設備名	仕様	単位	区分単価	時間単価
基本音響セットA	音響拡声装置 マイク2本	1式	1,400	470
基本音響セットB	音響拡声装置 マイク2本、WL×2、録音機×1	1式	2,600	1,050
基本音響セットC	音響拡声装置、大型SP×1、中型SP×1、小型SP×2、マイク20本、WL×2、録音機×1、周辺×5	1式	8,300	3,400
基本音響セットD	音響拡声装置、3点吊りマイク、録音機×1、マイク×2	1式	1,600	550
音響拡声装置		1式	1,000	400
ワイヤレスマイク装置	1チャンネルあたり	1式	1,000	400
3点吊りマイク装置		1式	500	200
録音再生機	カセット・MD・CDなど	1台	200	80
音響効果付加機器	リバーブ、音質調整器	1台	500	200
補助ミキサー(大型)	CS1D	1台	2,000	800
補助ミキサー(中型)	M2500	1台	1,500	600
補助ミキサー(小型)		1台	500	200
マルチケーブル		1本	100	40
マイクロホンセット	マイクとスタンド込み	1本	300	100
ステージスピーカー(大型)	一対 JBL4Way	1式	2,000	800
ステージスピーカー(中型)	一対 JBL2Way	1式	800	350
ステージスピーカー(小型)	WEDGE	1台	300	100
パワードスピーカー	フルレンジ20W	1台	100	40
移動用小型拡声装置一式	マイク2本付	1式	1,000	400
持ち込み機器電気使用料	1Kwあたり	1kw	200	80
ティンパニA(32インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
ティンパニB(29インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
ティンパニC(26インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
ティンパニD(23インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
ティンパニE(20インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
オーケストラチャイム(音域C52~F69)	ADAMS(アダムス)	1台	1,000	400
マリンバ(音域C16~C76)	ADAMS(アダムス)	1台	1,500	600
大太鼓(36×26インチ)	Pearl(パール)	1台	600	250
ドラムセットA	ヤマハメイプルカスタム	1式	1,000	400
ドラムセットB	パールSRXセット	1式	500	200
ドラムセットC	パールELセット	1式	300	100
小型グランドピアノ	カワイRX-1A	1台	1,000	400
デジタルピアノ	ローランドRD-700	1式	200	80
電子オルガン	ローランドVK-8	1式	200	80
電子ピアノ	ヤマハP-60S	1式	100	40
シンセサイザー1	ヤマハMOTIF-ES8	1式	400	150
シンセサイザー2	ヤマハMOTIF-ES7	1式	300	100
シンセサイザー3	ローランドFANTOM	1式	200	80
ギターアンプ1	マーシャルJCM2000	1式	400	150
ギターアンプ2	マーシャルJCM900	1式	300	100
ギターアンプ3	PEAVY5150	1式	200	80
ギターアンプ4	ローランドJC-120	1式	100	40
ベースアンプ1	SWR SM-900	1式	300	100
ベースアンプ2	アンベグSVT-4Pro	1式	200	80
ベースアンプ3	ローランドDB-700	1式	100	40
ベースアンプ4	ヤマハBBT500H	1式	200	80
キーボードアンプ1	ローランドKC-550	1台	100	40
キーボードアンプ2	ローランドKC-350	1台	70	30
ヴォーカルアンプ	ヤマハEMX5000-12	1台	150	60
DTMシステム	ヤマハHMS-2000AW	1式	400	150

付帯設備利用料金 中ホール照明

単位:円

設備名	仕様	単位	区分単価	時間単価
基本照明セットA	Bor×2	1式	600	250
基本照明セットB	Bor×2、Fr、CL×1	1式	1,500	600
基本照明セットC	Bor×2 SUS×2、UH、LH Fr、CL×2	1式	2,800	1,100
基本照明セットD	Bor×2 SUS×3、UH、LH Fr、CL×2	1式	3,000	1,200
基本照明セットE	Fr、CL×2	1式	1,200	480
ポーターライト	一列あたり	1式	300	100
サスペンションライト	一列あたり	1式	300	100
アッパーホリゾントライト	一列あたり	1式	300	100
ローアホリゾントライト	一列あたり	1式	300	100
フットライト	一列あたり	1式	300	100
トーマンタルスポットライト	上手下手一対	1式	500	200
プロセニアムスポットライト	一列あたり	1式	400	150
フロントサイドスポットライト	上手下手一対	1式	800	300
第一シーリングスポットライト	一列あたり	1式	500	200
第二シーリングスポットライト	一列あたり	1式	500	200
クセノンピンスポットライト	1000w型	1台	500	200
ムービングライト	700w型、550w型	1台	1,000	400
レンズ型スポットライト	1000w型	1台	100	40
レンズ型スポットライト	500w型	1台	70	30
ストリップライト	85w型	1台	150	60
シールドビーム型スポットライト	500w型	1台	300	100
カッタースポットライト	650w型、750w型	1台	200	80
効果器(マシン付き)		1台	1000	400
カラーチェンジャー	16色型	1台	50	20
オーロラマシン	500w型	1台	500	200
波エフェクト	丸茂電機製	1台	500	200
ファイヤーエフェクト	松村電機製	1台	500	200
星球		1式	500	200
マルチストロボ	2灯式	1台	500	200
ミラーボール		1台	100	40
持ち込み照明機器使用料	1kwあたり	1kw	200	80

付帯設備利用料金 小ホール舞台

単位:円

設備名	仕様	単位	区分単価	時間単価
ポータブルステージ	折りたたみ式	1台	1,000	400
平台セット(6枚) ※1セットのみ	各サイズ	1式	500	200
平台	各サイズ	1枚	100	40
演台	小型	1台	200	80
司会台		1台	100	40
上敷	900×14,544、×7,272、×3,636	1枚	100	40
灰色バンチカーペット		1枚	150	60
黒色バンチカーペット		1枚	150	60
パレエシート		1式	800	300
スモークマシン(コンセプト)	ファン・ジュース付き	1式	1,000	400
スモークマシン(ロスコタイプ)	ファン・ジュース付き	1式	500	200
DLPプロジェクター	大型5000ルーメン	1台	2,000	800
VPLプロジェクター	小型3200ルーメン	1台	500	200
書画カメラ(移動型)	WOLFVISION製Visualizer	1台	500	200
映像スイッチャー(映像選択送出装置)	DVDデッキ・VHSデッキ・ケーブル補償器付	1式	1,500	600
大型映写用スクリーン(移動型)	200インチ	1式	300	100
小ホール映写用スクリーン(吊下型)	200インチ	1式	300	100
小型映写用スクリーン(移動型)	100インチ	1式	200	80
小型映写用スクリーン(移動型)	80インチ	1式	200	80
DVDプレーヤー		1台	100	40
コンサート用ピアノA	スタインウェイ	1台	9,000	3,500
コンサート用ピアノB	ファツィオリ	1台	9,000	3,500
コンサート用ピアノC	ヤマハCFⅢ-S	1台	5,000	2,000
コンサート用ピアノD	ヤマハCF	1台	5,000	2,000
和太鼓	栓 2尺 4本柱	1式	1,500	600
指揮者台	ベース台、上部台込み	1台	100	40
指揮者用譜面台		1式	200	80
コントラバス椅子		1台	50	20
演奏者用譜面台		1台	50	20
譜面灯(一個につき)		1台	30	10

付帯設備利用料金 小ホール音響

単位:円

設備名	仕様	単位	区分単価	時間単価
基本音響セット	音響拡声装置 マイク2本	1式	1,000	400
ワイヤレスマイク装置	1チャンネルあたり	1式	1000	400
録音再生機	カセット・MD・CDなど	1台	200	80
音響効果付加機器	リバーブ、音質調整器	1台	500	200
補助ミキサー(中型)	M2500	1台	1,500	600
補助ミキサー(小型)		1台	500	200
マルチケーブル		1本	100	40
マイクロホンセット	マイクとスタンド込み	1本	300	100
ステージスピーカー(大型)	一対 JBL4Way	1式	2,000	800
ステージスピーカー(中型)	一対 JBL2Way	1式	800	350
ステージスピーカー(小型)	WEDGE	1台	300	100
パワードスピーカー	フルレンジ20W	1台	100	40
移動用小型拡声装置一式	マイク2本付	1式	1,000	400
持ち込み機器電気使用料	1Kwあたり	1kw	200	80
ティンパニA(32インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
ティンパニB(29インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
ティンパニC(26インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
ティンパニD(23インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
ティンパニE(20インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	500	200
オーケストラチャイム(音域C52~F69)	ADAMS(アダムス)	1台	1,000	400
マリンバ(音域C16~C76)	ADAMS(アダムス)	1台	1,500	600
大太鼓(36×26インチ)	Pearl(パール)	1台	600	250
ドラムセットA	ヤマハメイプルカスタム	1式	1,000	400
ドラムセットB	パールSRXセット	1式	500	200
ドラムセットC	パールELセット	1式	300	100
小型グランドピアノ	カワイRX-1A	1台	1,000	400
デジタルピアノ	ローランドRD-700	1式	200	80
電子オルガン	ローランドVK-8	1式	200	80
電子ピアノ	ヤマハP-60S	1式	100	40
シンセサイザー1	ヤマハMOTIF-ES8	1式	400	150
シンセサイザー2	ヤマハMOTIF-ES7	1式	300	100
シンセサイザー3	ローランドFANTOM	1式	200	80
ギターアンプ1	マーシャルJCM2000	1式	400	150
ギターアンプ2	マーシャルJCM900	1式	300	100
ギターアンプ3	PEAVY5150	1式	200	80
ギターアンプ4	ローランドJC-120	1式	100	40
ベースアンプ1	SWR SM-900	1式	300	100
ベースアンプ2	アンベグSVT-4Pro	1式	200	80
ベースアンプ3	ローランドDB-700	1式	100	40
ベースアンプ4	ヤマハBBT500H	1式	200	80
キーボードアンプ1	ローランドKC-550	1台	100	40
キーボードアンプ2	ローランドKC-350	1台	70	30
ヴォーカルアンプ	ヤマハEMX5000-12	1台	150	60
DTMシステム	ヤマハHMS-2000AW	1式	400	150

付帯設備利用料金 小ホール照明

単位:円

設備名	仕様	単位	区分単価	時間単価
基本照明セット	1kw×12台、500w×20台	1式	1,000	400
ムービングライト	700w型、550w型	1台	1,000	400
レンズ型スポットライト	1000w型	1台	100	40
レンズ型スポットライト	500w型	1台	70	30
ストリップライト	85w型	1台	150	60
シールドビーム型スポットライト	500w型	1台	300	100
カッタースポットライト	650w型、750w型	1台	200	80
効果器(マシン付き)		1式	1,000	400
カラーチェンジャー	16色型	1台	50	20
オーロラマシン	500w型	1台	500	200
波エフェクト	丸茂電機製	1台	500	200
ファイヤーエフェクト	松村電機製	1台	500	200
星球		1式	500	200
マルチストロボ	2灯式	1台	500	200
ミラーボール		1台	100	40
持ち込み照明機器使用料	1kwあたり	1kw	200	80

付帯設備利用料金 アートファクトリー

単位:円

設備名	仕様	単位	時間単価	備考	設備名	仕様	単位	時間単価	備考
ポータブルステージ	折りたたみ式	1台	400		コンサート用ピアノA	スタインウェイ	1台	3,500	ピアノ庫
平台セット(6枚)	各サイズ	1式	200		コンサート用ピアノB	ファツィオリ	1台	3,500	ピアノ庫
平台	各サイズ	1枚	40		コンサート用ピアノC	ヤマハCFⅢ-S	1台	2,000	ピアノ庫
演台		1式	80		コンサート用ピアノD	ヤマハCF	1台	2,000	ピアノ庫
司会者台		1台	40		小型グランドピアノ	カワイRX-1A	1台	400	ショーケース
演奏者用譜面台		1台	20		アップライトピアノ	ヤマハYU33	1台	200	En1
灰色パンチカーペット		1枚	60		ティンパニA(32インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	200	ショーケース
上敷		1枚	40		ティンパニB(29インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	200	ショーケース
バレエシート		1式	150		ティンパニC(26インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	200	ショーケース
VPLプロジェクター	小型3200ルーメン	1台	200		ティンパニD(23インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	200	ショーケース
コントラバス椅子		1台	20		ティンパニE(20インチ)	ADAMS(アダムス)	1台	200	ショーケース
映像スイッチャー	DVDデッキ・VHSデッキ・ケーブル補償器付	1式	600		オーケストラチャイム(音域C52~F69)	ADAMS(アダムス)	1台	400	ショーケース
小型映写用スクリーン	100インチ	1式	80		マリンバ(音域C16~C76)	ADAMS(アダムス)	1台	600	ピアノ庫
小型映写用スクリーン	80インチ	1式	80		大太鼓(36×26インチ)	Pearl(パール)	1台	250	ショーケース
ビデオテープレコーダー	VHS型	1台	40		和太鼓	桧 2尺 4本柱	1式	600	舞台倉庫
DVDプレーヤー		1台	40		マイクロホンセット	マイクとスタンド込み	1本	100	ショーケース
指揮者台	ベース台、上部台込み	1台	40		移動用小型拡声装置一式	マイク2本付	1式	400	ショーケース等
指揮者用譜面台		1式	80		ドラムセットA	ヤマハ メイプルカストム	1式	400	スタジオ
パネルソー	LT600	1式	80		ドラムセットB	パール SRXセット	1式	200	M2
インパクトドライバー	WH12DM2	1式	20		ドラムセットC	パール ELセット	1式	100	En2
ジグソー	CJ120V	1式	20		シンセドラム	ローランド	1式	190	L2
かんな	FP20SP	1式	20		デジタルピアノ	ローランド RD-700	1式	80	M2・ショーケース
卓上ボール盤	RDM-80N	1式	20		電子オルガン	ローランド VK-8	1式	80	ショーケース
電動カッター	PG21B	1式	20		電子ピアノ	ヤマハ P-60S	1式	40	L2・ショーケース
電動ドリル	DW30Y	1式	20		シンセサイザー1	ヤマハMOTIF-ES8	1式	150	ショーケース
電動ノミ	BS30SA	1式	40		シンセサイザー2	ヤマハMOTIF-ES7	1式	100	En2・ショーケース
電動丸ノコ	5832BA	1式	40		シンセサイザー3	ローランド FANTOM	1式	80	ショーケース
裁縫用ミシン	HZL-58Z	1式	40		ギターアンプ1	マーシャルJCM2000	1式	150	スタジオ
					ギターアンプ2	マーシャルJCM900	1式	100	M2
					ギターアンプ3	PEAVY5150	1式	80	En2
					ギターアンプ4	ローランド JC-120	1式	40	M2・En2・L2・ショーケース
					ベースアンプ1	SWR SM-900	1式	100	スタジオ
					ベースアンプ2	アンプがSVT-3Pro	1式	80	M2
					ベースアンプ3	ローランド DB-700	1式	40	L2
					ベースアンプ4	ヤマハ BBT500H	1式	80	En2
					キーボードアンプ1	ローランド KC-550	1台	40	M2
					キーボードアンプ2	ローランド KC-350	1台	30	En2
長テーブル・椅子	—			無料					
ホワイトボード	—			無料					
CDラジカセ	—			無料					
ミラーパネル	—			無料					
展示パネル	—			無料					
サインスタンド	—			無料					

付帯設備利用料金 スタジオ音響

単位：円

設備名	仕様	単位	時間単価
ミキシングコンソール	O2R/96	1式	400
音楽録音編集装置	Nuendo	1式	400
レコードプレーヤー		1台	40
オープンテープレコーダー		1台	40
録音再生機	カセット・MD・CDなど	1台	80
音響効果付加機器	リバーブ、音質調整器	1台	200
補助ミキサー(小型)		1台	200
マルチケーブル		1本	40
マイクロホンセット	マイクとスタンド込み	1本	100
移動用小型拡声装置一式	マイク2本付	1式	400
持ち込み機器電気使用料	1Kwあたり	1kw	80
ドラムセットA	ヤマハメイプルカスタム	1式	400
ギターアンプ1	マーシャルJCM2000	1式	150
ギターアンプ4	ローランドJC-120	1式	40
ベースアンプ1	SWR SM-900	1式	100
デジタルピアノ	ローランドRD-700	1式	80
電子オルガン	ローランドVK-8	1式	80
電子ピアノ	ヤマハP-60S	1式	40
シンセサイザー1	ヤマハMOTIF-ES8	1式	150
シンセサイザー2	ヤマハMOTIF-ES7	1式	100
シンセサイザー3	ローランドFANTOM	1式	80
キーボードアンプ1	ローランドKC-550	1台	40
キーボードアンプ2	ローランドKC-350	1台	30
ヴォーカルアンプ	ヤマハEMX5000-12	1台	60
DTMシステム	ヤマハHMS-2000AW	1式	150

別表3 (第12条関係)

基本利用料金（付帯設備利用料金等を除く）を返金する場合の返金割合

区分利用・時間利用の別	使用の中止に係る施設使用変更申請書の提出時期	返金割合
区分利用の場合 大・中・小ホール	使用日の6か月前まで	50%
	使用日の6か月前の日の翌日から3か月前まで	30%
	使用日の3か月前の日の翌日から使用日まで	0%
時間利用の場合 小ホール アートファクトリー	使用日の2か月前まで	50%
	使用日の2か月前の日の翌日から1か月前まで	30%
	使用日の1か月前の日の翌日から使用日まで	0%